

令和5年度 定時総会

# 議 案 書

日 時 : 令和5年6月15日(木) 午後1時30分～

場 所 : オーシャンプラザ内ホームヘルパー研修室

一般社団法人 東庄町シルバー人材センター

## シルバー人材センター事業の理念

### 『自主・自立、共働・共助』

我が国の急速な人口高齢化の中で発想された新しい就業システムです。高齢のため現役をリタイアした方々等が、主に雇用関係でない何らかの就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を組織的に把握して、提供する高齢者の自主的な団体です。したがって、この事業は次のような理念の下に運営されています。

1. 地域の高齢者が、自主的にその生活している地域を単位に連帯して、共に働き、共に助け合っていくことを目指しています。
2. 高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会活性化につなげていきます。
3. 働く意欲と能力を持った高齢者であれば誰にでも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

## 令和5年度

### 一般社団法人東庄町シルバー人材センター 定時総会

日時：令和5年6月15日(木)

13時30分～

場所：オーシャンプラザ内

ホームヘルパー研修室

### 次 第

1. 開 会 の こ と ば
2. 会 長 挨 拶
3. 来 賓 祝 辞
4. 定 足 数 報 告
5. 議 事

#### 報告事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 報告事項1 | 令和5年度事業計画 |
| 報告事項2 | 令和5年度収支予算 |

#### 決議事項

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 一般社団法人東庄町シルバー人材センター<br>定款変更の件                     |
| 第2号議案 | 令和4年度事業報告承認の件                                     |
| 第3号議案 | 令和4年度貸借対照表、損益計算書<br>(正味財産増減計算書)及び財産目録承認の件<br>監査報告 |
| 第4号議案 | 理事10名選任の件   |
| 第5号議案 | 監事2名選任の件  |
| 第6号議案 | 本総会の決議事項中、軽微な字句等の変更及び<br>修正の件                     |

6. そ の 他
7. 閉 会 の こ と ば

報告事項

報告事項1 令和5年度事業計画

一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款第42条第1号の規定に基づき、理事会において承認されましたので報告します。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫

# 令和5年度事業計画

## 基本方針

今後の景気は、内閣府の推計によるとウィズコロナの下で各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。

一方、我が国の人口は（12,497万人：令和4年9月現在）令和30年に1億人を下回る見込みで本格的な人口減少を迎えます。東庄町の人口（令和4年4月現在で1万3,287人）も令和17年には、1万人を下回る見込みとなり、令和17年には町民の2.3人に1人が65歳以上、3.4人に1人が75歳以上となり、今後も人口構造が変化していく中、「人生100年時代」といわれるように、高齢者が生きがいを持って生活できる環境づくりが重要となります。意欲ある高齢者が、年齢にかかわらず、生き生きとした生涯を送ることができる社会を実現していくためにも、シルバー人材センター事業の担う役割はますます増大している。

東庄町シルバー人材センターにおいても、町の施策の一つである、高齢者が生き生きと生涯現役で暮らせるまちづくりを目指し、健康増進に努めます。また、身近な地域で安心して働くことができるよう、高齢者が希望と能力に応じた臨時的・短期的又は軽易で多様な就業機会を提供することで、健康増進・社会参加・生きがいの充実を図り、高齢者自身やその家族・地域社会に活力を生み出し、日常生活に密着したセンターとして、『自主・自立・共働・共助』の理念のもと、安全と適正に配慮し、事業推進に取り組むことにより地域社会に貢献し、最大限の事業効果を得られるよう努めて参ります。

## 1. 数値目標

令和4年度の事業計画に基づき、数値目標を次のとおり定めます。

- (1) 会員数 165人
- (2) 契約金額 請負：30,000,000円 派遣：26,400,000円
- (3) 就業率 90,0%

## 2. 就業機会の確保・提供

### (1) 入会促進の取組

- ・ 入会説明会を定期的を開催し、希望者が気軽に参加できる環境づくりに努めます。
- ・ 町やセンターの広報紙等を有効活用し、入会促進に向けさまざまな機会を通してPR活動を行なっていきます。
- ・ パンフレット、チラシの配布や会員の口こみ等で、シルバー人材センター事業の周知に努めます。

### (2) 就業機会確保・相談

- ・ 会員からの相談を随時受け付け、センター事業の説明を行います。
- ・ 行政や関係機関との連携を強化することで、就業開拓の推進を図ります。

- ・ 独自事業の計画を推進していきます。
- ・ 顧客のニーズを把握すると共に、それに対応できる会員の確保・育成に努めます。
- ・ 就労機会が少ない会員へ、他の職種のあるせん、お試し就労の推奨。
- ・ 退会を申し出た会員に対するきめ細かな個別相談と会員継続の勧奨。
- ・ 80歳を超えても生きがい就労ができる仕組み（仕事の開拓）
- ・ 会員継続の魅力づくり（会員特典、会費の免除）。

### 3. 会員活動の充実

#### (1) 講習会及び研修会

- ・ 就業時のトラブルを未然に防ぎ、また技術や技能のさらなる習得のため、研修会や講習会を実施し、接客態度や仕事の質の向上に努め、会員のマナーやモラルの向上を目指します。
- ・ イベントを企画し、会員相互や事務局との交流の場を設けます。

### 4. 普及啓発活動

#### (1) PR活動

- ・ パンフレットやチラシを配布するなどのPR活動を強化します。
- ・ 就業時や地域活動の機会を通じての会員による口コミ活動を奨励します。
- ・ 発注者や会員希望者に向けた事業の紹介や既会員へ連絡などホームページを有効活用します。

#### (2) 広告配布

- ・ 町広報紙に広告を折り込むことにより、事業への理解を深めます。
- ・ 「シルバーとうのしょう」を通じて、センター事業や会員活動の紹介に努めます。

### 5. 安全・適正就業の推進

#### (1) 安全作業・交通安全・健康管理

- ・ 危険又は有害な作業を排除し、質の良い仕事の提供に努めます。
- ・ 作業前、終了後は必ず現場点検を行うことを徹底します。
- ・ 安全委員会を中心に職場巡視などを継続し、事故0を目標として安全就業を推進します。
- ・ 会員の就業途上の事故の防止に努めるため、意識の向上を促します。
- ・ 熱中症予防のため、暑い時期の健康管理についての普及啓発を図ります。
- ・ 定期的な健康診断の受診を奨励し、加齢による体力や判断力の低下を意識しながら、常に良好な体調で就業できるよう自身の健康管理を促します。

#### (2) 就業・契約の適正化

- ・ 未就業会員を減らすため、ワークシェアリング（仕事の分かち合い）を推進し、公平な就業機会の提供を目指します。
- ・ 現在就業中で、シルバー人材センターに定められている「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に適していない就業に対して、人員配置の見直しを行います。

- ・ 定期的に就業内容を確認・調査し、請負・委任になじまない就業については発注者へ理解を求め契約内容の見直しを行うなど、法令遵守を徹底します。

## 6. 事業推進体制の強化

### (1) 一般社団法人としての適正な運営

- ・ 一般社団法人として、法令に基づいた運営を適正に行います。
- ・ 事業計画に基づき取り組むよう努めます。
- ・ 国や県の情報収集に努めます。

### (2) 理事会・委員会の積極的関与

- ・ 会員からの意見を積極的に活用できるように理事会・委員会の機能を強化します。また、発注者や会員の多様なニーズに即応できるように、企画力の向上に努めます。

### (3) 職員研修の強化

- ・ 全国シルバー人材センター事業協会や千葉県シルバー人材センター連合会など関係団体主催の研修会に参加し、知識の習得や事務能力のさらなる向上に努め、効率的かつ円滑な事業運営の強化を図ります。

### (4) 財政基盤の強化

- ・ 財政基盤強化の一助とするため、最低賃金の引き上げに対応するため、単価や事務費率の改定を検討します。

### (5) デジタル利用促進事業の活用

- ・ 全国シルバー人材センター事業協会の委託事業の利用や、デジタル環境利用問い合わせ窓口の開設など、デジタル化に対応できる環境作りに努めます。

報告事項2 令和5年度収支予算

一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款第42条第1号の規定に基づき、理事会において承認されましたので報告します。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫



収支予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	30,000,000	26,310,000	3,690,000	
受取配分金	25,000,000	22,100,000	2,900,000	
受取材料費等	2,500,000	2,000,000	500,000	
受取事務費	2,500,000	2,210,000	290,000	
労働者派遣事業等受託収益	2,640,000	2,640,000	0	
労働者派遣事業等受託収益	2,640,000	2,640,000	0	連合会からの派遣手数料収入
受取会費	498,000	498,000	0	
正会員受取会費	468,000	468,000	0	1人あたり月額250円
賛助会員受取会費	30,000	30,000	0	3,000円×10人
受取補助金等	13,858,000	12,682,000	1,176,000	
受取連合交付金	6,929,000	6,341,000	588,000	
受取市町村補助金	6,929,000	6,341,000	588,000	
雑収益	11,000	11,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収益	10,000	10,000	0	
経常収益計	47,007,000	42,141,000	4,866,000	
(2) 経常費用				
事業費	51,505,000	45,405,000	6,100,000	
支払配分金	26,000,000	22,100,000	3,900,000	
支払材料費等	2,300,000	1,800,000	500,000	
給与手当	14,000,000	13,100,000	900,000	給与、諸手当
法定福利費	2,100,000	1,900,000	200,000	社会保険・厚生年金・労働保険料
退職給付費用	500,000	500,000	0	中退共掛金
福利厚生費	30,000	30,000	0	職員健康診断料
会議費	30,000	30,000	0	安全委員会等役員会
旅費交通費	30,000	30,000	0	研修・出張旅費
通信運搬費	350,000	350,000	0	電話代、郵便料等
減価償却費	800,000	800,000	0	車両、草刈機
什器備品費	200,000	200,000	0	
消耗品費	300,000	300,000	0	車両燃料、事務用品等
修繕費	100,000	100,000	0	機械類・車両修理、点検
印刷製本費	200,000	200,000	0	就業開拓・勧誘広告
光熱水料費	35,000	35,000	0	電気料
賃借料	400,000	400,000	0	PC・複合機リース料
保険料	1,000,000	900,000	100,000	賠償・障害・自動車保険
諸謝金	60,000	60,000	0	講習会等講師料
租税公課	1,200,000	700,000	500,000	消費税、印紙代、諸税
支払負担金	300,000	300,000	0	派遣システム使用許諾金
委託費	1,400,000	1,400,000	0	シルバーシステム利用料、OA機器類・HP保守料
教材費	50,000	50,000	0	講習会用材料
支払手数料	100,000	100,000	0	振込手数料
雑費	20,000	20,000	0	
管理費	2,979,000	2,839,000	140,000	
役員報酬	200,000	200,000	0	理事、監事

## 収支予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減	備考
給与手当	1,400,000	1,400,000	0	給与、諸手当
法定福利費	210,000	210,000	0	社会保険・厚生年金・労働保険料
退職給付費用	60,000	60,000	0	中退共掛金
福利厚生費	15,000	15,000	0	職員健康診断料
会議費	30,000	30,000	0	総会、理事会
旅費交通費	30,000	30,000	0	研修・出張旅費
通信運搬費	50,000	50,000	0	電話代、郵便料等
減価償却費	40,000	40,000	0	車両
什器備品費	50,000	50,000	0	
消耗品費	50,000	50,000	0	車両燃料、事務用品等
修繕費	50,000	50,000	0	
印刷製本費	30,000	30,000	0	封筒他
光熱水料費	10,000	10,000	0	電気料
賃借料	45,000	45,000	0	PC・複合機リース料
保険料	210,000	100,000	110,000	役職員賠償・個人情報・自動車保険
租税公課	70,000	70,000	0	法人県民税、登録免許税
支払負担金	244,000	214,000	30,000	千シ連会・全シ協年会費、町社協賛助会費
委託費	155,000	155,000	0	シルバーシステム利用料、OA機器類・HP保守料
支払手数料	10,000	10,000	0	振込手数料
雑費	20,000	20,000	0	
経常費用計	54,484,000	48,244,000	6,240,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,477,000	△ 6,103,000	△ 1,374,000	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 7,477,000	△ 6,103,000	△ 1,374,000	
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 7,477,000	△ 6,103,000	△ 1,374,000	
一般正味財産期首残高	14,718,797	13,618,272	1,100,525	
一般正味財産期末残高	7,241,797	7,515,272	△ 273,475	
II 指定正味財産増減の部				
(1)収益				
収益計	0	0	0	
(2)費用				
費用計	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	7,241,797	7,515,272	△ 273,475	

収支予算書に係る注記

1. 受取配分金等の増加に連動する費用(支払配分金等)に限り、予算額を超えて執行することができる。

決議事項

第1号議案 一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款変更の件

一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款第45条の規定に基づき、承認を求めます。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫

# 一般社団法人 東庄町シルバー人材センター定款（案）

## 第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、一般社団法人東庄町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第2条 センターは、主たる事務所を千葉県香取郡東庄町に置く。

2 センターは、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

（目 的）

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- （2）臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。  
なお、都道府県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
- （3）高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- （4）高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- （5）前四号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- （6）その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第2章 会 員

（種 別）

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。
  - ア 東庄町に居住する原則として60歳以上の者。
  - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。
- （2）特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。
- （3）賛助会員 東庄町内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

（入 会）

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（会 費）

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会

費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定める会費規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。  
(会員の資格喪失)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 東庄町に居住しなくなったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。
- (7) 千葉県暴力団排除条例に該当する者である場合。

(退 会)

第9条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又は役員報酬等の支給の基準
- (3) 第30条第1項に規定する役員責任の軽減
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 正会員、特別会員又は賛助会員の会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 第44条に規定する長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員及び特別会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発ししなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席する正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員及び特別会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員及び特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条の2 理事が正会員及び特別会員の全員に対し、総会に報告することを要しないことについて、正会員及び特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長、出席した会長及び副会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役 員

(役員の設定)

第22条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法の第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、センターの業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) センターの業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンター事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターと  
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任免除)

第30条 センターは、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の決

議をもって、役員の特法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号所定の金額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

2 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員の特法111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

（構成）

第31条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程又は規則（法令及び定款で総会決議事項とされる事項に関するものを除く。）の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常務理事の選任及び解職
- (6) 一般社団・財団法人法第118条の2に規定する契約（補償契約）又は同法第118条の3に規定する契約（役員賠償責任保険契約）を締結する場合における契約内容の決定
- (7) 第30条第2項に規定する役員の実任の軽減

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人（事務局長）の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他センターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（種類及び開催）

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が送られない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）



第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条の2 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時総会において承認を得るものとする。

2 センターは、前項の定時総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第44条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第46条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第48条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 役員の報酬等の規程
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 事業報告書及び計算書類等
  - (10) 監査報告書
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、別に定める情報公開規程によるものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

この定款は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月15日から施行する。

第2号議案 令和4年度事業報告承認の件

一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款第43条第1号の規定に基づき、理事会において承認されましたので、総会にて承認を求めます。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫

# 令和4年度事業報告

## 事業概要

東庄町シルバー人材センターでは、中期計画（令和4年度～令和8年度）の初年度として計画に基づき取り組んで参りました。多様化する働きたい高齢者のニーズに対応した就業機会の確保・拡大に取り組み、高齢者の健康増進、社会参加、生きがいの充実を図りました。しかしながら、未だ終息の見通せないコロナ禍に加え、ウクライナ情勢の影響による物価上昇など、社会経済活動は大きな影響を受け、シルバー人材センター事業においても会員数や契約額が減少するなど影響がでている。

また、日常業務では各種事業、イベント等についても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、会議や研修もオンラインでの開催が常態化し、生活様式や就業環境も大きく変わりました。

こうした中、事業実績については、会員数は前年度より5人増の146人となりました。契約金額は前年度に比べ、受託事業は1,925,783円の増、派遣事業は7,094,974円の増、計9,020,757円となり、前年度比12.8%の増加となりました。徐々にですが回復傾向にあり派遣事業においては、契約額は前年度を上回りましたが、受託事業についてはコロナ禍の影響もあり、企業や一般家庭等にとって厳しい状況が続いており、回復するにはまだ時間がかかることが予想される。

引き続き、「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、地域から信頼されるシルバー人材センターとして、会員と就業機会の拡大に努めて参ります。

### 1. 数値目標の達成については、次のとおりです。

	目標	実績（R5年3月末）
(1) 会員数	156人	146人
(2) 契約金額	受託：26,310,000円	38,319,933円
	派遣：26,400,000円	41,333,638円
(3) 就業率	90%	80.1%

会員数については、目標値より10人減でした。

契約金額については、請負は目標値より12,009,933円の増。派遣については目標値より14,933,638円増となりました。

就業率については、目標達成には至りませんでした。希望する仕事と、依頼される仕事に違いがあるのが要因と思われます。

### 2. 就業機会の確保・提供

- ・入会説明会は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止。
- ・広報とうのしょう及びシルバーとうのしょう、シルバーホームページに会員募集の掲載と、会員募集のチラシ回覧を実施しました。
- ・会員からの相談を随時受け付け、働きやすい環境の確保に努めました。
- ・行政や関係機関との連携を強化することで、就業開拓の推進を図りました。

### 3. 会員活動の充実

- ・会員の親睦を図るため日帰り旅行を企画しましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため中止しました。

### 4. 普及啓発活動

- ・会員だよりを通じて、会員による口コミ活動を奨励しました。
- ・公共機関へリーフレットの配布や広報誌「シルバーとうのしょう」を各世帯へ配布し、シルバー人材センター事業の周知に努めました。
- ・東庄町教育委員会主催のことぶき大学開催時、シルバー人材センターの活動内容の周知並びに会員募集を実施しました。

### 5. 安全・適正就業の推進

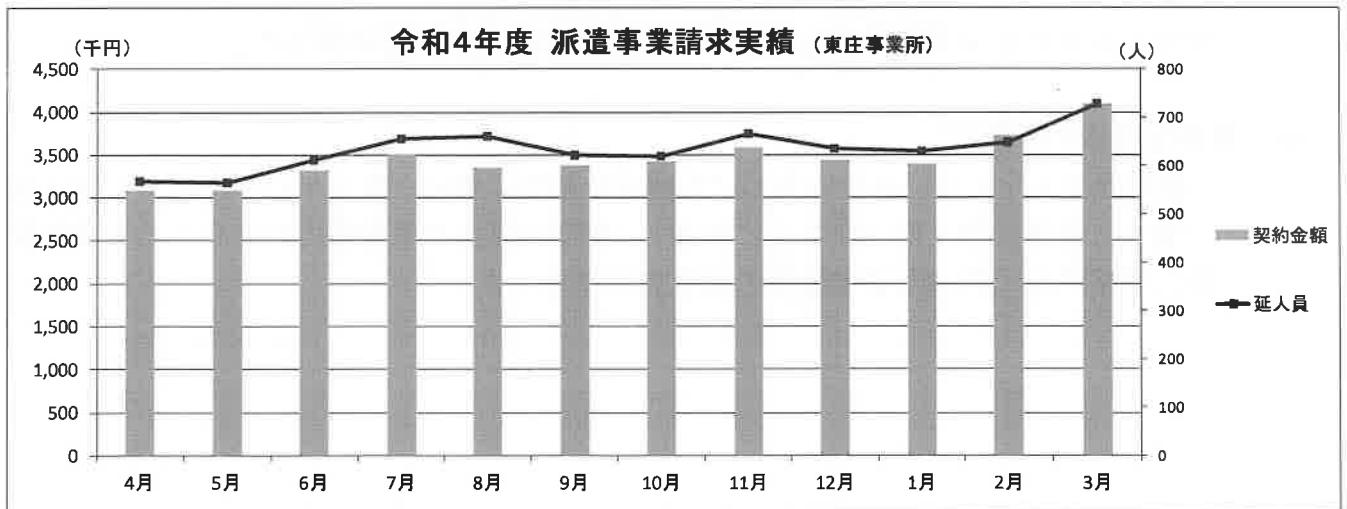
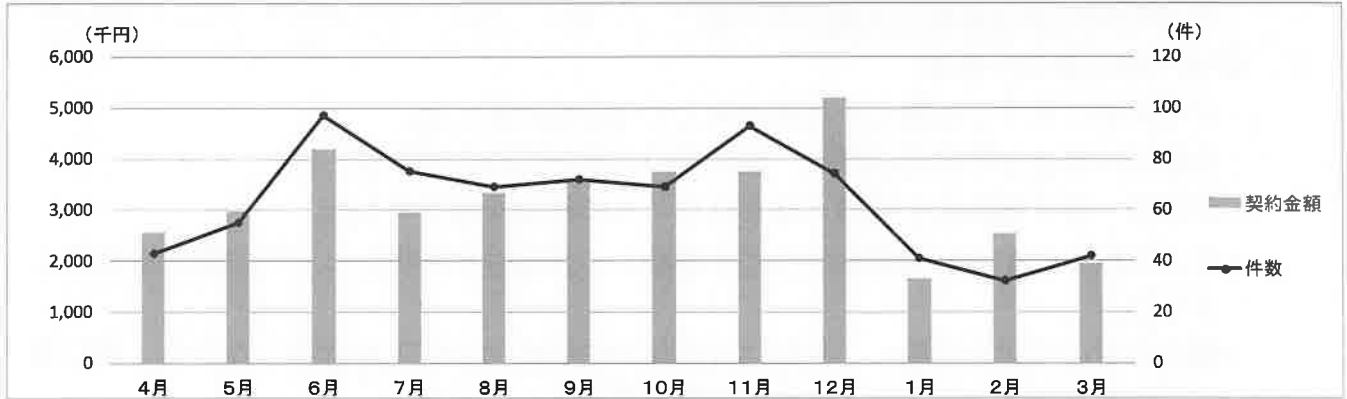
- ・安全就業に対する心構えや意識の向上を呼びかけました。
- ・危険又は有害な作業を排除し、質の良い仕事の提供に努めました。
- ・作業前、終了後は必ず現場点検を行うことの徹底を図りました。
- ・安全委員会を中心に職場巡視などを継続し、事故0を目標として安全就業を推進しました。
- ・健康診断の受診を奨励し、加齢による体力や判断力の低下を意識しながら、常に良好な体調で就業できるよう自身の健康管理を促しました。
- ・町職員を講師に迎え、「交通安全・健康づくり教室」の開催は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止しました。
- ・熱中症の予防対策や段階的な症例、発症時の対処法を会員だよりに掲載し注意喚起しました。
- ・ワークシェアリングを推進し、公平な就業機会の提供に努めました。

### 6. 事業推進体制の強化

- ・一般社団法人として、法令に基づいた運営を適正に行い、県シルバー人材センター連合会など関係団体主催の研修会に参加し、知識の習得や事務能力のさらなる向上に努め、効率的かつ円滑な事業運営の強化を図りました。

## 令和4年度 受託事業実績

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
公共	件数	5	11	14	8	9	9	7	12	15	6	6	11	113
	契約金額	203,720	672,657	1,009,495	327,286	504,164	933,213	389,545	625,330	1,021,542	191,730	186,890	732,240	6,797,812
公社	件数	2	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	3	30
	契約金額	451,330	222,667	891,737	231,330	891,737	231,330	859,892	245,850	948,772	222,667	727,919	267,575	6,192,806
企業	件数	6	8	7	10	6	11	9	11	10	6	6	8	98
	契約金額	690,246	1,142,159	554,882	767,426	660,864	796,918	523,779	710,523	1,498,594	317,340	786,452	368,397	8,817,580
家庭	件数	30	34	73	55	51	50	50	68	46	27	17	20	521
	契約金額	1,213,324	939,329	1,742,324	1,622,573	1,261,158	1,561,293	1,967,611	2,172,977	1,726,554	900,027	830,990	573,575	16,511,735
合計	件数	43	55	97	75	69	72	69	93	74	41	32	42	762
	契約金額	2,558,620	2,976,812	4,198,438	2,948,615	3,317,923	3,522,754	3,740,827	3,754,680	5,195,462	1,631,764	2,532,251	1,941,787	38,319,933
就業実人員		51	58	61	60	62	65	67	60	65	42	46	46	683
就業延実人員		122	181	318	254	235	253	237	329	312	121	107	124	2,593
就業延日人員		464	548	641	531	538	575	562	593	731	307	373	334	6,197

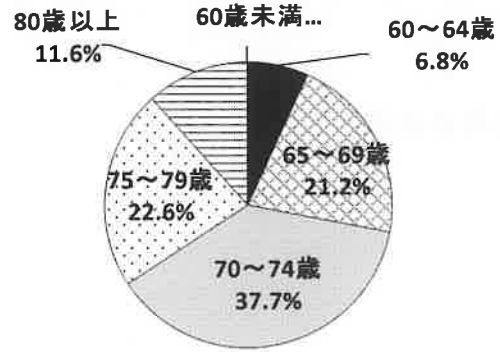


		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実人員		44	44	48	54	52	51	48	49	50	48	52	54	594
延人員		567	566	612	656	661	623	619	665	634	631	647	729	7,610
公共	契約件数	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	8
	契約金額	2,105,029	2,128,287	2,243,976	2,176,497	2,016,682	2,153,346	2,146,189	2,117,285	2,022,207	2,027,048	2,017,657	2,219,018	25,373,221
民間	契約件数	5	0	0	1	0	0	4	1	0	0	2	0	13
	契約金額	981,221	961,113	1,066,921	1,329,818	1,331,931	1,227,391	1,267,260	1,455,659	1,404,666	1,356,075	1,704,051	1,874,311	15,960,417
合計	契約件数	9	0	0	1	0	0	8	1	0	0	2	0	21
	契約金額	3,086,250	3,089,400	3,310,897	3,506,315	3,348,613	3,380,737	3,413,449	3,572,944	3,426,873	3,383,123	3,721,708	4,093,329	41,333,638

### 年齢別構成比表

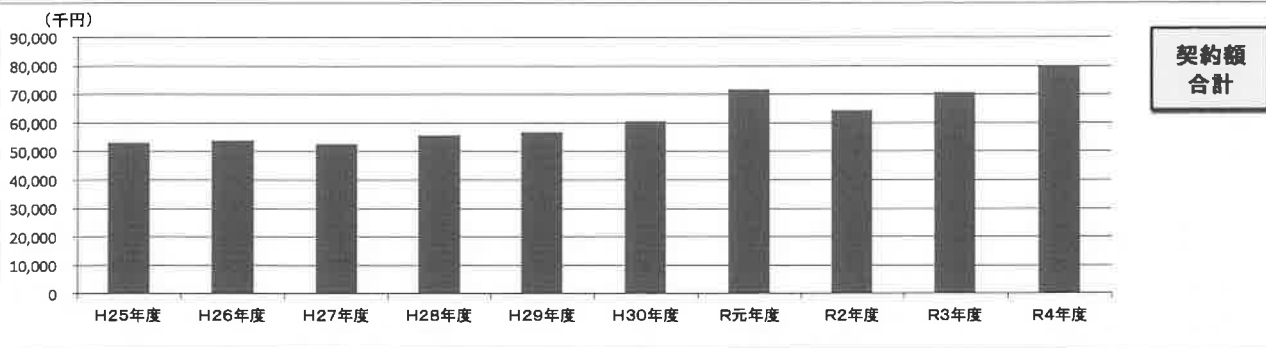
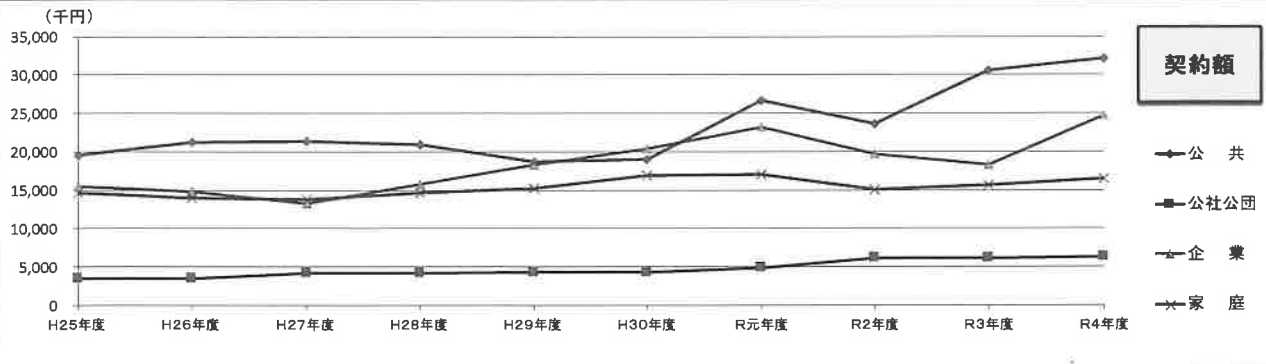
年齢	男性	女性	合計	年齢	男性	女性	合計
59以下	0	0	0	75	5	4	9
60	0	0	0	76	4	5	9
61	1	0	1	77	2	3	5
62	0	0	0	78	5	3	8
63	0	3	3	79	0	2	2
64	3	3	6	小計	16	17	33
小計	4	6	10	80	0	1	1
65	4	4	8	81	1	0	1
66	6	3	9	82	1	0	1
67	4	0	4	83	2	1	3
68	5	0	5	84	3	1	4
69	4	1	5	小計	7	3	10
小計	23	8	31	85	1	0	1
70	7	3	10	86	1	1	2
71	10	5	15	87	1	1	2
72	7	5	12	88	0	0	0
73	6	3	9	89	0	0	0
74	4	5	9	小計	3	2	5
小計	34	21	55	90以上	2	0	2
				合計	89	57	146

	男性	女性	合計	構成比
60歳未満	0	0	0	0.0%
60～64歳	4	6	10	6.8%
65～69歳	23	8	31	21.2%
70～74歳	34	21	55	37.7%
75～79歳	16	17	33	22.6%
80歳以上	12	5	17	11.6%
合計	89	57	146	



### 《参考資料》 年度別事業実績 (平成26年度までは任意団体、平成27年度については団体・法人合算)

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
会員数 (人)	男	47	46	67	68	77	89	100	101	81	89
	女	28	24	33	43	45	58	59	65	60	57
	合計	75	70	100	111	122	147	159	166	141	146
契約額 (円)	公共	19,526,020	21,225,377	21,375,420	20,883,167	18,653,390	19,030,271	26,703,014	23,660,574	30,564,483	32,171,033
	(受託)	19,526,020	21,225,377	21,375,420	3,533,835	1,545,550	2,445,500	5,423,880	4,944,680	5,280,282	6,797,812
	(派遣)				17,349,332	17,107,840	16,584,771	21,279,134	18,715,894	25,284,201	25,373,221
	公社公団	3,429,360	3,521,232	4,184,184	4,207,404	4,316,721	4,315,452	4,812,261	6,077,305	6,103,843	6,192,806
	企業	15,501,757	14,833,574	13,243,076	15,764,779	18,357,035	20,434,244	23,128,375	19,634,131	18,339,383	24,777,997
	(受託)	15,501,757	14,833,574	13,243,076	15,764,779	18,357,035	20,434,244	22,955,950	14,648,255	9,384,920	8,817,580
	(派遣)							172,425	4,985,876	8,954,463	15,960,417
	家庭	14,582,633	13,979,665	13,783,773	14,620,959	15,244,396	16,897,346	17,023,097	15,034,183	15,625,105	16,511,735
	合計	53,039,770	53,559,848	52,586,453	55,476,309	56,571,542	60,677,313	71,666,747	64,406,193	70,632,814	79,653,571
	(受託)	53,039,770	53,559,848	52,586,453	38,126,977	39,463,702	44,092,542	50,215,188	40,704,423	36,394,150	38,319,933
(派遣)	0	0	0	17,349,332	17,107,840	16,584,771	21,451,559	23,701,770	34,238,664	41,333,638	



第3号議案 令和4年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）  
及び財産目録承認の件  
監査報告

一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款第43条第1号の規定に基づき、理事会において承認されましたので、総会にて承認を求めます。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫



## 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

001 本部

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	500,517	446,153	54,364
当座預金：ゆうちょ銀行	0	0	0
普通預金：千葉銀行笹川支店	0	0	0
普通預金：佐原信用金庫笹川支店 1	11,919,338	10,627,592	1,291,746
郵便貯金：ゆうちょ銀行 058 支店	2,948,007	4,443,764	△ 1,495,757
普通預金：佐原信用金庫笹川支店 2	500,089	500,085	4
未収金	2,536,255	1,961,331	574,924
仮払金	0	0	0
立替金	0	0	0
前払金	188,740	81,500	107,240
前払費用	0	0	0
流動資産合計	18,592,946	18,060,425	532,521
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(2) その他固定資産			
車輛運搬具	1,874,620	1,155,081	719,539
什器備品	143,403	221,637	△ 78,234
預託金	20,890	14,030	6,860
その他固定資産合計	2,038,913	1,390,748	648,165
固定資産合計	2,038,913	1,390,748	648,165
資産合計	20,631,859	19,451,173	1,180,686
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,512,192	5,467,856	44,336
前受金	249,000	234,000	15,000
預り金	151,870	131,045	20,825
仮受金	0	0	0
流動負債合計	5,913,062	5,832,901	80,161
負債合計	5,913,062	5,832,901	80,161
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産	14,718,797	13,618,272	1,100,525
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
正味財産合計	14,718,797	13,618,272	1,100,525
負債及び正味財産合計	20,631,859	19,451,173	1,180,686

001 本部

## 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	38,319,933	36,394,150	1,925,783
受取配分金	30,287,632	27,998,701	2,288,931
受取材料費等	2,957,710	5,359,871	△ 2,402,161
受取事務費	5,074,591	3,035,578	2,039,013
労働者派遣事業等受託収益	3,518,345	2,963,265	555,080
労働者派遣事業等受託収益	3,518,345	2,963,265	555,080
受取会費	366,000	351,250	14,750
正会員受取会費	366,000	348,250	17,750
賛助会員受取会費	0	3,000	△ 3,000
受取補助金等	12,682,000	11,164,000	1,518,000
受取連合交付金	6,341,000	5,582,000	759,000
受取(町)補助金	6,341,000	5,582,000	759,000
雑収益	162	140	22
受取利息	162	140	22
雑収益	0	0	0
経常収益計	54,886,440	50,872,805	4,013,635
(2) 経常費用			
事業費	51,742,571	47,203,179	4,539,392
支払配分金	30,287,632	27,998,701	2,288,931
支払材料費等	2,425,507	2,065,871	359,636
給料手当	11,718,050	10,400,850	1,317,200
法定福利費	1,789,292	1,605,965	183,327
退職給付費用	475,200	534,600	△ 59,400
福利厚生費	23,482	215,072	△ 191,590
会議費	24,391	16,500	7,891
旅費交通費	21,616	20,136	1,480
通信運搬費	265,332	419,299	△ 153,967
減価償却費	685,092	636,658	48,434
什器備品費	0	0	0
消耗品費	296,689	191,524	105,165
修繕費	158,038	62,239	95,799
印刷製本費	120,120	120,120	0
光熱水料費	3,393	2,772	621
貸借料	380,268	1,236,348	△ 856,080
保険料	922,337	722,758	199,579
諸謝金	0	0	0
租税公課	438,360	589,800	△ 151,440
支払負担金	227,196	0	227,196
委託費	1,374,391	254,985	1,119,406
教材費	0	0	0
支払手数料	106,185	108,981	△ 2,796
雑費	0	0	0
管理費	2,043,344	1,867,782	175,562
役員報酬	43,080	23,460	19,620
給与手当	1,039,664	1,033,194	6,470
法定福利費	198,794	178,043	20,751
退職給付費用	52,800	59,400	△ 6,600
福利厚生費	1,813	20,563	△ 18,750
会議費	5,079	24,490	△ 19,411
旅費交通費	2,680	2,340	340
通信運搬費	18,646	25,249	△ 6,603
減価償却費	39,602	39,602	0
什器備品費	0	0	0
消耗品費	34,432	36,473	△ 2,041
修繕費	3,767	0	3,767
印刷製本費	0	0	0
光熱水料費	0	0	0
貸借料	42,252	137,364	△ 95,112
保険料	95,463	12,902	82,561
租税公課	20,863	30,618	△ 9,755
支払負担金	244,000	214,000	30,000
委託費	151,481	28,324	123,157
支払手数料	1,628	1,760	△ 132
雑費	47,300	0	47,300
経常費用計	53,785,915	49,070,961	4,714,954
評価損益等調整前当期経常増減額	1,100,525	1,801,844	△ 701,319

001 本部

## 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)			
科目	当年度	前年度	増減
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,100,525	1,801,844	△ 701,319
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
固定資産除却損	0	1	△ 1
車両運搬具除却損	0	1	△ 1
経常外費用計	0	1	△ 1
当期経常外増減額	0	△ 1	1
当期一般正味財産増減額	1,100,525	1,801,843	△ 701,318
一般正味財産期首残高	13,618,272	11,816,429	1,801,843
一般正味財産期末残高	14,718,797	13,618,272	1,100,525
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	14,718,797	13,618,272	1,100,525

## 財産目録

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等		金額
		使用目的等	使用事業	
<b>(流動資産)</b>				
現金	手元保管	運転資金	シルバー人材センター事業	500,517
預金	当座預金 ゆうちょ銀行	運転資金	シルバー人材センター事業	0
	普通預金 千葉銀行益川支店	運転資金	シルバー人材センター事業	0
	普通預金 佐原信用金庫益川支店	運転資金	シルバー人材センター事業	11,919,338
	普通預金 佐原信用金庫益川支店	運転資金	シルバー人材センター事業	500,089
郵便貯金	ゆうちょ銀行058支店	運転資金	シルバー人材センター事業	2,948,007
未収金	東庄町役場他30件	契約金額	シルバー人材センター事業	1,867,420
	(公社)千シ連	派遣事業協力費等	シルバー人材センター事業	668,835
前払金	全福サービス	役員賠償責任保険	法人管理	109,000
	全福サービス	情報漏えい保険	法人管理	79,740
<b>流動資産合計</b>				<b>18,592,946</b>
<b>(固定資産)</b>				
<b>その他固定資産</b>				
車輛運搬具	軽ワゴン (ダイハツ)	シルバー人材センター事業	シルバー人材センター事業	759,053
	軽ダンプ (ダイハツ)	シルバー人材センター事業	シルバー人材センター事業	1,115,566
	軽トラック (ホンダ)	シルバー人材センター事業	シルバー人材センター事業	1
什器備品	草刈機 (共立)	シルバー人材センター事業	シルバー人材センター事業	55,236
	発電機 (新ダイワ)	シルバー人材センター事業	シルバー人材センター事業	88,167
預託金	リサイクル預託金	シルバー人材センター事業	シルバー人材センター事業	20,890
<b>固定資産合計</b>				<b>2,038,913</b>
<b>資産合計</b>				<b>20,631,859</b>
<b>(流動負債)</b>				
未払金	配分金46名	シルバー人材センター事業に供する 配分金未払い金	シルバー人材センター事業	1,528,825
	業者材料費等	シルバー人材センター事業に供する 材料費等未払い金	シルバー人材センター事業	107,565
	業務委託料等	シルバー人材センター事業に供する 委託料等未払い金	シルバー人材センター事業	806,293
	業務委託料等	法人管理に要する 委託料等未払い金	法人管理	69,509
	運営安定化基金積立金			3,000,000
前受金	受取会費	R5年度正会員会費	シルバー人材センター事業	249,000
預り金	職員法定福利費	職員からの法定福利費預り金	シルバー人材センター事業 法人管理	151,870
<b>流動負債合計</b>				<b>5,913,062</b>
<b>負債合計</b>				<b>5,913,062</b>
<b>正味財産</b>				<b>14,718,797</b>

## 監査報告書

令和 5年 5月 18日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉田 武夫 殿

監 事 渡 辺 正 巳

監 事 永 井 勝 美

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を見直し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2 監査意見

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事業は認められません。

#### (2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

第4号議案 理事10名選任の件

一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款第23条第1号の規定に基づき、総会にて選任を求めます。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫

理事10名の候補者は下記のとおりです。

番号	氏名	性別	地区	備考
1	掛巢 秀明	男	夏目	再任
2	宮澤 基晴	男	夏目	再任
3	土屋きみ子	女	新切	再任
4	林 弘一	男	宿浜	再任
5	上田 良三	男	羽計台	再任
6	斎藤 榮子	女	東今泉	新任
7	高木 一男	男	窪野谷	新任
8	鈴木 眞吉	男	栗野	新任
9	大根 康弘	男	大久保	新任
10	高木 浩一	男	仲内	再任

第5号議案 監事2名選任の件

一般社団法人東庄町シルバー人材センター定款第23条第1号の規定に基づき、総会にて選任を求めます。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫



監事2名の候補者は下記のとおりです。

番号	氏名	性別	地区	備考
1	渡辺 正己	男	新宿	再任
2	永井 勝美	男	東今泉	再任

第6号議案 本総会の決議事項中、軽微な字句等の変更及び修正の件

本総会の決議事項中において、会員の権利及び義務に関しないう軽微な字句等の変更及び修正については、会長に一任することの承認を求めます。

令和5年6月15日

一般社団法人東庄町シルバー人材センター  
会 長 吉 田 武 夫

### 第 3 条 安全就業基準

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠を取るよう心掛けること。

